



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6670639号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

カプセル型薬剤投与器

特許権者
(PATENTEE)

香川県高松市林町17番地5

郭書祥

発明者
(INVENTOR)

郭書祥

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2016-042960

出願日
(FILING DATE)

平成28年 3月 7日(March 7, 2016)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 2年 3月 4日(March 4, 2020)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 2年 3月 4日(March 4, 2020)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

松永明



〒761-0396

香川県高松市林町2217番地20

国立大学法人香川大学

創造工学部 機械システム領域

教授 郭 書祥 先生

2020年03月23日

特許業務法人
山内特許事務所

〒760-0023

香川県高松市寿町1-1-8 日本生命高松駅前ビル3階

電話 087-823-6812 FAX 087-823-6814

e-mail: yasunobu@yamauchi-pat.com

担当弁理士： 山内 康伸

貴社整理番号：

弊所整理番号：JP2931

特許証送付の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件につき、特許庁において登録され、特許証が送られてまいりましたので、ご送付いたします。この通知をもちまして、ご委嘱ありました本件出願手続きの一切を完了致しました。

本件の特許番号および権利期間は下記のとおりです。

特許番号：特許第6670639号

名称：カプセル型薬剤投与器

権利者：郭 書祥

出願日：2016年3月7日

出願番号：特願2016- 42960

登録日：2020年3月4日

満了日：2036年3月7日

次回年金納付期限：2023年3月4日

年金管理の件

本件特許権を存続期間満了日まで維持するには、各年分の特許年金を納付することが必要です。第1～3年分は納付済みですが、第4年度以降は各年度における期限内に納付する必要があります。

また、納付期限内に特許年金を納付しないときは特許権が消滅します。そこで弊所では、特許年金の期限管理および納付手続きにつき、別紙の管理サービスを提供しておりますので、貴社におきまして、どの管理サービスを選択するかを、FAXにてご回答頂きますようお願い致します。

敬具

(同封書類)

特許証

1通

管理サービス

回答書

令和 年 月 日

FAX：087-823-6814
特許業務法人山内特許事務所 行

貴社整理番号：
弊所整理番号：JP2931

特許番号：特許第6670639号
名称：カプセル型薬剤投与器

ご担当 郭 書祥 様 ㊞

下記の何れかを選択して、○印を付し、FAXにてご返信下さい。

○印記入欄	管理サービスの内容
	<p>有償タイプ (サービスの内容) a) 期限管理 納付期限の到来前に年金納付の可否を問合せ。 b) 納付手続 納付する旨の回答があったものについて、年金納付を代行する。 この時点で、下記①、②の費用を請求させていただきます。 (費用) ① 期限管理費 1 権利について管理費用：1 万円 ② 手続代行費 毎回の納付手続に必要な納付手数料：1 万円 (弊所の責任範囲) 納付期限の連絡ミスに対して責任を負います。</p>
	<p>無償タイプ (サービスの内容) 上記 a)、b) のサービスは同じように提供いたします。 (費用) 上記①は請求しません。 本件の 1 回の納付手続につき、上記②の手数料のみ請求させていただきます。 (弊所の責任範囲) 弊所の納付期限の案内 (前記 a)) に連絡ミスがあったとしても責任は負いません。</p>
	<p>貴殿が管理するタイプ 弊所からの案内もなく、手続代行もありません。貴殿の責任で年金納付をするタイプです。 したがって、弊所への費用は全く発生しません。</p>

特許証送付先

住所

〒760-0023

香川県高松市寿町1丁目1番8号 日本生命

高松駅前ビル3階

氏名

特許業務法人山内特許事務所

様

重要

特許料の納付について

特許料納付期限日

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いいたします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほかに、その特許料と同額の割増特許料が必要が必要です。
- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

納付年分	納付期限日
第4年分	令和5年(2023年) 3月4日
第5年分	令和6年(2024年) 3月4日
第6年分	令和7年(2025年) 3月4日
第7年分	令和8年(2026年) 3月4日
第8年分	令和9年(2027年) 3月4日
第9年分	令和10年(2028年) 3月4日
第10年分	令和11年(2029年) 3月4日
第11年分	令和12年(2030年) 3月4日
第12年分	令和13年(2031年) 3月4日
第13年分	令和14年(2032年) 3月4日
第14年分	令和15年(2033年) 3月4日
第15年分	令和16年(2034年) 3月4日
第16年分	令和17年(2035年) 3月4日
第17年分	令和18年(2036年) 3月4日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室 (代表)
電話 03(3581)1101
特許担当 内線 2708